

こどもミュージアムプロジェクト協会規約

第1条（名称）

当法人は、「一般社団法人こどもミュージアムプロジェクト協会」と称する。

第2条（目的）

当法人は、トラックに子どもの絵やメッセージをラッピングする事により感じられる「やさしさ」を通して、ドライバーが「事故を起こしてはいけない」と言う自らの主体的意識向上や、絵を描く子ども自身が感じる自己肯定感向上への一助を担い、また、「やさしさ」は世界を変えるものと信じ、既に活動している個人、企業を問わず「やさしさ」で共存し合える仲間と協力し合い、各々の活動が少しでも世の中に広まるように助け合いよりよい社会を目指す事を目的とする。

第3条（事業）

当法人は目的達成のため、次の事業を行うものとする

1. ラッピングトラック化する導入提案事業
2. トラック以外の車種、用途に応じての、ラッピング導入提案事業
3. ラッピングを推進するための事業
4. よりよい社会の創造のために必要な関係性を様々な場面において、再構築する事業
(研修・発表会・講演会・勉強会等)
5. その他、協会の目的達成に必要な事業

第4条（主たる事務所）

当法人は、主たる事務所を大阪府茨木市に置く

住所：〒569-1051 大阪府高槻市原 1889 番地の1 TEL072-688-5504

第5条（入社）

当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする

社員となるには、当法人所定の様式による申し込みをし、代表理事の承認をえるものとする

第6条（役員）

当法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 2名以上3名以内
- 2 理事のうちから、1名を定め代表理事とする

第7条（経費等の負担）

当法人の経費は社員の会費、補助金、委託料、寄付金、その他収入を持ってこれを当てる

第8条（会費）

会費は、規程に定められた通りとし、これは、「こどもミュージアムプロジェクト」ロゴ使用料を含む、こどもミュージアムプロジェクト協会での啓蒙活動費用の一部として充当するものとする。支払い方

法は基本、銀行からの自動引き落としとし、入会後は速やかに銀行引き落とし用紙を提出すること。

第9条（著作権）

社員は、当法人著作物について複製、転用、および譲渡などの商標権を侵害する行為を行ってはならない。また、本プロジェクトの利用により当社または他者に対して損害を与えた場合、自己の責任と費用をもって損害を賠償するものとする。

ロゴマークを使用したものを譲渡、及び廃棄する場合は、ロゴマークを必ず、剥離してから行う事

第10条（退社）

社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

第11条（除名）

当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

第12条（社員の資格の喪失）

社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費の納入が継続して1年以上されなかったとき。
- (2) 総社員が同意したとき。
- (3) 当該社員が死亡若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 退社したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。

いずれの場合も退社にともない、退社届の提出を行い、会員登録証を返還するものとする

また、自動引き落としのため申し出月以降の引き落としとなった場合、手数料を引いての返金とする

第13条（社員総会開催）

定時社員総会は、毎年12月に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(付則) 本規約は、一般社団法人こどもミュージアムプロジェクト協会として登記の日より施工される。

一般社団法人こどもミュージアムプロジェクト協会

代表理事 宮田 博文

